

# 一般社団法人大学教育学会 JACUE セレクション規程

(目的)

第1条 一般社団法人大学教育学会（以下、本学会という）は、定款第3条に定める目的に基づき、各大学の大学教育改革、効果的な大学教育実践を支援するために、優れた書籍を JACUE セレクションとして認定する。

(実行委員会および審査部会の設置)

第2条 JACUE セレクション認定にかかる業務を遂行するために、本学会内に、JACUE セレクション実行委員会（以下、実行委員会という）をおく。

2 JACUE セレクション認定審査のために、実行委員会の下に審査部会をおく。

3 実行委員会および審査部会については別に定める。

(募集要項の作成)

第3条 実行委員会は募集要項を作成し、理事会の承認を得る。

(審査料および認定料)

第4条 応募者は、応募時に審査料として1件につき5,000円を納付し、認定後に認定料として1件につき20,000円を納付する。

(審査の方法)

第5条 審査の方法については別に定める。

(審査結果の公表)

第6条 実行委員会は、審査結果について理事会の承認を得た後に応募者に通知する。

2 本学会は、認定された書籍を公表し、事業報告会において認定証を授与する。

(JACUE セレクション認定の効果)

第7条 認定を受けた者は、認定証あるいは認定シールを利用して、広報することができる。

(本規定の改廃)

第8条 本規定の改廃は理事会が行う。

附則 本規程は、2017年12月2日より施行する。